

令和4年11月7日

国民民主党
代表 玉木 雄一郎 様

U A ゼンセン
会長 松浦 昭彦

令和5年度税制改正要望

U A ゼンセンは、今後の日本経済を回復基調に乗せるには、賃金引き上げなど人への投資を増やすことによる需要の回復、価格転嫁など取引条件の改善を通じたサプライチェーン全体での付加価値の適正配分や生産性向上による賃上げ原資の確保、イノベーションを促進する研究開発投資など産業の持続的成長が重要であると考えております。

そのため、税制に関して最重点7項目、重点12項目を下記の通りまとめましたので、令和5年度税制改正などに反映していただきますようお願い致します。

記

I 最重点項目

1. 賃金引き上げに取り組む企業への税制支援

賃金引き上げに向けた環境整備のため、現行の賃上げ促進税制を見直す。具体的には、税額控除額の引上げ、教育訓練費を増額した場合の税額控除額の引上げ、給与等に賞与と残業代を含めないことなどを講じる。

また、中小や下請け企業の賃金引き上げにつなげるため、原材料高等の価格転嫁に応じるなど取引条件を改善した企業や、赤字であっても賃金を引き上げた企業に対し、法人事業税や固定資産税等の減免措置を講じる。

2. 研究開発促進税制の拡充

日本における研究開発投資を促進するため、中小企業技術基盤強化税制や特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）を拡充する。また、公的研究機関や大学等への委託研究に関する支出金額の拡大、控除上限の撤廃、試験研究費の対象範囲の拡大を行う。

3. セルフメディケーション税制の拡充

一人ひとりのセルフケアによる自律的な健康管理を支援するため、セルフメディケーション税制を恒久的な制度とする。また、医療費控除となる対象製品の拡大や適用下限

額の引き下げとともにスイッチO T C化を推進する。

4. 外形標準課税の見直し

法人事業税の外形標準課税（付加価値割）の大半を占める賃金支払い額に対する課税は労働集約的な産業に対する税負担が相対的に大きいため、その発展的解消にむけた検討を行なう。

5. 印紙税の廃止

将来的な印紙税の廃止に向け、少なくとも取引形態により課税の有無が生じる不合理性を解消するため、領収書（第17号文書）や修理加工・サービス等の請負契約に係る伝票類（第2号文書）などに係る印紙税を廃止する。

6. 食事手当の非課税限度額の引き上げ

労働者の健康維持・増進と企業による食事補助の充実に向けて、食事手当に関する非課税限度額を4,500円に引き上げる。

7. 飲食交際費の損金算入額引上げ

新型コロナの感染拡大の影響を受ける飲食業に対し、継続的な需要喚起を図るため、企業規模を問わず、企業の飲食に係る交際費の損金算入額を大幅に引上げる。

II 重点項目

1. 税と社会保険料の一体的改革の推進と税の所得再分配機能の強化
2. 所得税の累進課税と金融所得課税の強化
3. 就業調整を発生させない施策の推進
4. 消費税の軽減税率制度の廃止
5. 給付付き税額控除の仕組み構築
6. 事業所税の廃止、法人市町村民税均等割の見直し
7. 石化原料(ナフサ等)の本則非課税化
8. 健康増進税制の創設、ゴルフ場利用税の廃止
9. 単身赴任者の帰省旅費の非課税化
10. 扶養手当など子育てに関わる企業の手当の非課税化
11. 中小企業防災・減災投資促進税制の拡充
12. 新型コロナ感染症対策を講じる企業向け税制支援

以上